

令和元年度 確定給付企業年金監査結果（主な指摘事項）

項番	大区分	指 摘 内 容
1	加入者	加入者に対する業務概況の周知について、周知は実施されているものの、その内容が不足していることから、確定給付企業年金法施行規則第87条に基づき、全ての事項について毎事業年度1回以上加入者へ周知させること。
2		業務概況の周知について、加入者に対し実施されていなかったことから、確定給付企業年金法第73条及び同法施行規則第87条に基づき、毎事業年度1回以上加入者へ周知させること。 また、周知事項については、同法施行規則第87条第1項に規定された全ての内容を周知させること。
3	給付	給付の裁定請求時に確定給付企業年金法施行規則第33条に基づく生年月日を証する書類の添付を求めること。
4	代議員及び理事	監事の監査は、企業年金基金監事監査規程要綱に則り、必要な文書の回付を受けた上で、適正に行うこと。
5	資産運用	運用に係る資産の額が100億円以上である場合には、資産運用委員会を設置すること。
6	その他	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、取扱規程等を作成すること。
7		特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、基本方針を策定すること。
8		「個人番号を取り扱う事務の範囲」及び「個人番号を取り扱う事務において使用する特定個人情報等の範囲」を規程等で明確化すること。
9		一時的にパソコン等に個人情報を保存した場合は、作業終了後のデータ消去を徹底すること。
10		個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに基づき、個人データを取り扱う従事者に対し、個人データの取扱いについての研修を実施すること。
11		個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに基づき、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込むこと。
12	個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに基づき、個人データを取り扱う従業者が複数いる場合は、責任者とその他の者を規程等で区分すること。	

13	個人情報を保存しているシステムと直接作業を行うパソコン等はインターネットとは物理的又は論理的に分離すること。
14	事業主の住所及び実施事業所の所在地を変更したときは、遅滞なく規約変更の届け出をすること。
15	出納の担当者の業務及び責任の範囲を明確にしておくこと。